

バリアフリー工事にかかる費用の一部を助成します。 (神戸市住宅改修助成制度のご案内)

高齢者や障害者の方が住みなれた自宅で安全に、快適に暮らせるように、作業療法士や建築士などの専門チームが、対象者のご自宅を訪問して、身体状況に応じた住宅改修計画を作成し、工事費用の一部を支給します。

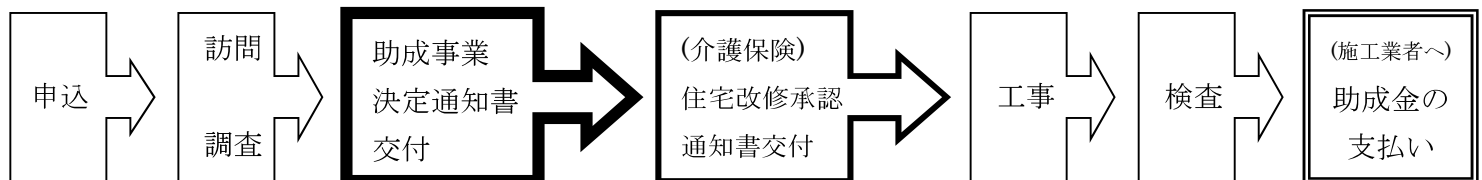
- ◎介護保険の**要支援・要介護認定を受けた方**や**身体障害者手帳をお持ちの方が対象**です。
- ◎新築（建替えを含む）や増改築、既設の破損や老朽化を理由とした取替・修繕等は助成対象になりません。
- ◎原則として、**1世帯につき1回限り**ご利用いただけます。

【所得要件】

世帯構成員の中で生計の中心となる方（世帯構成員の中で前年分の総所得金額が最も高い方）が以下に該当する世帯は、この制度をご利用いただけません。

- ・前年分の総所得金額が600万円（給与以外に収入がない場合は、給与収入で800万円）を超える
- ※住民票のうえでは世帯を分離していても現に同居している方については、すべて同一世帯構成員とみなします。

【お申込みから助成金のお支払いまで】 ☆詳しい内容は内側のページをご覧ください。



《ご注意ください》

- ※ **事前申込みが必要です。工事後のお申込みはできません。「神戸市住宅改修助成事業決定通知書」の交付を受けてから、施工業者に連絡し、工事にとりかかってください。通知書が交付される前に着工された場合、助成金をお支払いできません。**
- ※ **介護保険住宅改修と併用される場合は、上記助成事業決定通知書の交付後、別途介護保険住宅改修の事前承認願の申請を行ってください。**

☆お問い合わせは・・・(一財)神戸在宅医療・介護推進財団 TEL 078-743-8323 へ
(北区しあわせの村1-18 住宅改修事務室 土・日・祝および年末年始は休業)

- ☆お申込みは・・・
- ① 要支援・要介護の認定を受けた方は、
お住まいの地域のあんしんすこやかセンターへ
 - ② 身体障害者手帳をお持ちの方は、
お住まいの区役所健康福祉課あんしんすこやか係へ
 - ③ 要支援・要介護の認定を受け、かつ身体障害者手帳をお持ちの方は、
お住まいの地域のあんしんすこやかセンターへ

神戸市住宅改修助成制度 手続きの流れ

【お申込みの前におたずねします】

これまでにこの助成制度を利用されたことはありませんか？

この助成制度は、原則として1世帯につき1回限り利用していただける制度です。

<p>① お申込み</p> <p>※ 下記②で電話をおかけしますので、申込書には必ず連絡先を記入してください。</p> <p>※ (7)・(9)の資料の提出が必要なのは、戸建住宅全戸です。 住居の建築年が昭和56年5月以前に工事着工された住宅など、一定の要件に該当している戸建住宅は(8)の提出が必要です。 また、申請時に(8)が提出されていれば、(9)は不要です。</p>	<p>【申込場所】</p> <p>要支援・要介護認定者 ⇒お住まいの地域のあんしんすこやかセンター 身体障害者手帳所持者 ⇒お住まいの区役所あんしんすこやか係</p> <p>【提出書類】</p> <p>(1) 住宅改修助成事業申込書 (2) 住宅改修助成事業申込に関する調査票 } 受付場所でお渡ししています (3) 要支援・要介護認定結果が分かるもの（被保険者証等） ※認定の有効期間は、工事完了確認時まで必要です。 または、身体障害者手帳（コピー） (4) 世帯全員の「住民票」 (5) 生活保護世帯の場合は、「生活保護の適用証明書」 (6) 生活保護世帯以外の場合は、世帯全員分の「市民税・県民税所得証明書」 ※住民税が課税されている世帯は、以下の書類も提出していただけます。 ①（確定申告されている方） 「確定申告書の控」（コピー）または、「納税証明書」（その①・その②） ②（給与収入がある方） 給与の「源泉徴収票」（コピー可） ③（公的年金がある方） 公的年金の「源泉徴収票」（コピー可） ※障害年金・遺族年金を除く ※追加で所得関係書類の提出をお願いすることもあります。 (7) 耐震診断確認シート（神戸市住宅改修助成事業様式） (8) 耐震診断結果 (9) 建築年月、建物の構造が確認できる書類（①か②のどれか一つ） ①「建築確認通知書」・「検査済証」どちらかの写し（※建築時交付） ②「固定資産課税台帳登録事項証明書」 ※耐震診断が必要な住宅の場合は、すまいるネットに無料診断を申し込んでください。 なお、無料耐震診断が受けられない建物の構造もありますので、すまいるネットに確認してください。 ※耐震診断を申請して診断書が発行されるまでは、「誓約書①」か「誓約書②」を提出してください。 耐震診断が受けられない場合は、「耐震診断書提出対象外報告書」を提出してください。 ※賃貸の場合、上記①②の書類の取得に係る建物所有者の同意書が必要です。 (10) 施工業者が作成した現状の間取図・希望工事概要図</p>
--	--

<p>② 訪問調査の日程を電話で調整します。</p> <p>※ 書類が(一財)神戸在宅医療・介護推進財団に届いたら、電話による聞き取り調査をします。 その際、施工業者をお尋ねします。</p>	<p>(1) (一財)神戸在宅医療・介護推進財団より、電話による聞き取り調査を行います。 申込み時にご記入いただいた調査票・図面をもとに、作業療法士等が対象者の身体状況・改修希望箇所を聞き取ります。 ※段差解消機・階段昇降機・リフト等の設置工事に関してもご相談ください。 ※施工業者にも訪問調査時に立ち会いをしていただきます。</p> <p>(2) 申請までに施工業者を決めていただいたうえで、調査に伺わせていただく日時を調査するため、(一財)神戸在宅医療・介護推進財団より、申請者・施工業者に電話をおかけします。 ※どのような業者に工事を頼めばよいか分からない場合は、「すまいるネット」に相談すれば、業者選びを手伝ってもらえます。(tel078-647-9900、10時～17時、水曜定休) ※対象者の身体状況、家屋の状態を調査した結果、助成対象外になる工事もあります。</p>
---	--

<p>③ (一財)神戸在宅医療・介護推進財団が訪問調査を行い、ご本人・ご家族・施工業者とともに工事内容の打合せをします。</p>	<p>(一財)神戸在宅医療・介護推進財団より、住まいの改良相談員（作業療法士等・建築士・社会福祉士等）がお伺いします。施工業者の立会いのもと、対象者の身体状況や家屋の現況をもとに「工事計画書」を作成し、申請者の同意のうえで工事内容を決定します。 ※訪問時間は2時間程度です。 ※公営住宅の場合、「模様替え申請」が必要です。申請をして、承諾書の写しを神戸在宅医療・介護推進財団へ提出してください。 提出されるまでは⑥の決定通知書が交付されず、工事を始めることができません。</p>
<p>④ 施工業者が「見積書」を作って提出します。</p>	<p>③で作成した計画書に基づいた「見積書」（訪問調査時にお渡しする神戸市の様式）を施工業者が作成し、申請者の了解を得たうえで、住まいの改良相談員の建築士に提出します。</p>
<p>⑤ (一財)神戸在宅医療・介護推進財団が「見積書」を確認します。</p>	<p>提出された見積書の内容や金額を、住まいの改良相談員が確認します。 ※不備等があれば、施工業者に対し、修正を指示します。</p>
<p>⑥ 神戸市が「助成事業決定通知書」を交付します。施工業者に連絡して、着工日を決めてください。</p>	<p>(一財)神戸在宅医療・介護推進財団より、電話連絡のうえで「神戸市住宅改修助成事業決定通知書」を送付しますので、着工日を施工業者と決めてください。 ※施工業者に「神戸市住宅改修助成事業決定通知書」（写）を送付します。 ※申込者が直接、施工業者と相談して着工日を決定してください。 【注意！】 ①通知書が交付されるまでに着工した場合、助成金は支払われません。 ②介護保険の対象となる工事がある場合（受領委任払い・償還払いにかかわらず）は、工事着工前に「介護保険住宅改修事前承認願書」等を区役所に提出し、「住宅改修承認通知書」の交付を受ける必要があります。</p>
<p>⑦ 施工業者に工事を始めてもらってください。</p>	<p>施工業者に、工事箇所（施工前）の写真を撮影してから、工事を始めてもらってください。</p>
<p>⑧ 工事の完了</p>	<p>施工業者が、「工事完了届」や工事箇所（施行前・施工後）の写真等、必要書類を提出します。</p>
<p>⑨ 神戸在宅医療・介護推進財団が工事の完了を確認します。</p>	<p>住まいの改良相談員の建築士が、写真確認か現地確認のいずれかの方法により、工事の完了を確認します。 どちらの方法による場合でも、あらかじめ申請者に連絡します。</p>
<p>⑩ 神戸市が「助成金交付決定通知兼計算内訳書」を交付します。</p>	<p>助成金額を決定し、申請者と施工業者の両方に「神戸市住宅改修助成事業助成金交付決定通知兼計算内訳書」を送付します。</p>
<p>⑪ 神戸市が助成金を支払います。</p> <p>※ 施工業者の銀行口座に振り込みます。</p>	<p>助成金は、神戸市から施工業者へ振り込みます。（受領委任払い） 【注意！】 申請者は、自己負担金のみ施工業者へ支払ってください。 万一、申請者が助成金相当額を含めた工事代金を施工業者に支払い、後に精算をめぐりトラブルが生じても、神戸市は一切関知しませんので、ご承知置きください。</p>

いくら助成金をもらえるの？

助成金額はこのように計算されます（計算の一例です）

箇所毎に限度額はありません。

「訪問調査により決定した改修工事」
にかかる費用を助成します。

改修箇所	工事金額合計 A	助成最大 80 万円 B
浴室・洗面所	工事金額 134 万円	助成金額 最大 100 万円 (介護保険 20 万円含む)
便所		
玄関		
廊下・階段		
居室		
台所		
計	134 万円	100 万円

【計算手順】

- ① Aの工事金額のうち、Bの対象工事を100万円（介護保険20万円含む）まで助成します。
- ② 対象工事は住まいの改良相談員が「訪問調査により決定した改修工事」とします。
- ③ 決定通知書を受け取った後、改修工事を開始してください。
- ④ **②で計算した金額に助成率（下表参照）を掛け合わせた結果が、助成金の額です。**
例えば、生計中心者（世帯構成員の中で前年分の総所得金額が最も高い方）の所得税額が5万円である世帯の場合には、最大助成金80万円×1/2＝**40万円**が助成金額となります。

世帯区分（生計中心者の課税状況等）	助成率	自己負担率
生活保護	3 / 3	0
市民税非課税	9 / 10	1 / 10
所得税非課税・市民税均等割課税	9 / 10	1 / 10
所得税非課税・市民税所得割課税	2 / 3	1 / 3
所得税課税（7万円以下）	1 / 2	1 / 2
所得税課税（7万円超）	1 / 3	2 / 3
所得600万円超（給与800万円超）	助成されません	3 / 3

◎助成制度と併用していただく無利子貸付制度（銀行貸付・市利子補給）もあります